

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月30日

【会社名】 テクセンドフォトマスク株式会社

【英訳名】 Tekscend Photomask Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-5418-3905(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-5418-3905(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	17,255,000,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による国内売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	42,450,795,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	17,527,720,000円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、本訂正届出書提出時における見込額であります。	

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書並びに2025年9月12日付及び2025年9月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集7,000,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年9月30日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し20,331,700株（引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株・オーバーアロットメントによる売出し5,941,600株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定されたため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 6 当社指定販売先への売付け(親引け)について」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 海外売出しについて
- 3 グリーンシュエプション及びシンジケートカバー取引について
- 4 ロックアップについて
- 6 当社指定販売先への売付け(親引け)について

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	7,000,000 (注)2.	1単元の株式数は、100株となります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式です。

(注) 1. 2025年9月22日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年9月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」に記載のとおり、本募集（以下「国内募集」という。）と同時に、当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.が保有する当社普通株式14,390,100株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)が行われる予定であります。また、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)において、当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.が保有する当社普通株式18,220,900株の売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定であります。

4. 後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、5,941,600株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.(以下「貸株人」と総称する。)から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。

5. 国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オファリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc(五十音順による。)及びBofA証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社(五十音順による。)及びBofA証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社が、それぞれ共同で行います。

6. グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が2025年10月8日付でなされる予定です。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

7. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	7,000,000	1単元の株式数は、100株となります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

(注) 1. 2025年9月22日開催の取締役会決議によっております。

2. 後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」に記載のとおり、本募集（以下「国内募集」という。）と同時に、当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.が保有する当社普通株式14,390,100株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)が行われる予定であります。また、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。))に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)において、当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.が保有する当社普通株式18,220,900株の売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定であります。
3. 後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、5,941,600株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社の株主であるIceインテグラル2投資事業有限責任組合、Infinity Gamma Ice L.P.、Initiative Delta Ice L.P.、Insight Beta Ice L.P.及びInnovation Alpha Ice L.P.(以下「貸株人」と総称する。)から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。
- なお、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。海外売出しの詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。
4. 国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、S M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc(五十音順による。)及びBofA証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、S M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社(五十音順による。)及びBofA証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはS M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びBofA証券株式会社が、それぞれ共同で行います。
5. グローバル・オフアリングに関連して、ロックアップに関する合意が2025年10月8日付でなされる予定です。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注)2.の全文削除及び3.乃至7.の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

2025年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は2025年9月30日に開催予定の取締役会において決定する会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	7,000,000	17,195,500,000	9,659,825,000
計(総発行株式)	7,000,000	17,195,500,000	9,659,825,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本訂正届出書提出時における見込額です。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年9月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。

5. 本訂正届出書提出時における想定仮条件(2,670円～3,110円)の平均価格(2,890円)で算出した場合、国内募集における発行価格の総額(見込額)は20,230,000,000円となります。

(訂正後)

2025年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は2025年9月30日開催の取締役会において決定した会社法上の払込金額(2,465円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	7,000,000	17,255,000,000	9,860,375,000
計(総発行株式)	7,000,000	17,255,000,000	9,860,375,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年9月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 仮条件(2,900円～3,000円)の平均価格(2,950円)で算出した場合、国内募集における発行価格の総額(見込額)は20,650,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2025年10月9日(木) 至 2025年10月14日(火)	未定 (注)4.	2025年10月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年9月30日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年10月8日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

今後、発行価格等（発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売出価格をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、1株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数、海外売出しに係る売出株式数、引受人の買取引受による国内売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、並びに当社が海外引受会社に要請している親引け予定先に親引けしようとする株式の数をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.photomask.com/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年9月30日に開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年10月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額となります。なお、2025年9月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年10月16日(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、申込みを行います。

7. 申込みに関し、2025年9月30日から2025年10月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	2,465	未定 (注)3.	100	自 2025年10月9日(木) 至 2025年10月14日(火)	未定 (注)4.	2025年10月15日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,900円以上3,000円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2025年10月8日に引受価額と同時に決定する予定です。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

今後、発行価格等(発行価格、資本組入額、引受価額、申込証拠金、引受人の引受株式数、引受人の手取金及び売価額をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(資本組入額の総額、ブックビルディングの状況、発行価格等決定の理由、1株当たりの増加する資本準備金の額、増加する資本準備金の額の総額、払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数、海外売出しに係る売出株式数、総売出株式数、引受人の買取引受による国内売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、当社が海外引受会社に要請している親引け予定先に親引けしようとする株式の数、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の大株主の所有株式数及びかかる所有株式数の株式(自己株式を除く。)の総数に対する割合、並びに国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の大株主の所有株式数の計及びかかる所有株式数の計の株式(自己株式を除く。)の総数に対する割合の計をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.photomask.com/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,465円)及び2025年10月8日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額となります。なお、2025年9月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月8日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、2025年10月16日(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 申込みに関し、2025年9月30日から2025年10月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(2,465円)を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	7,000,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2025年9月30日に開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（2025年10月8日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。

3. 引受人の記載にあたっては、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社の4社を五十音順に記載しております。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>2,299,500</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	<u>2,299,500</u>	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	<u>1,928,500</u>	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	<u>105,000</u>	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	<u>35,000</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>133,000</u>	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>133,000</u>	
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	<u>13,300</u>	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	<u>13,300</u>	
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	<u>13,300</u>	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	<u>13,300</u>	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	<u>13,300</u>	
計	—	7,000,000	—

(注) 1. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（2025年10月8日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集を中止いたします。

2. 引受人の記載にあたっては、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社の4社を五十音順に記載しております。

(注)1.の全文削除及び2.3.の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
19,319,650,000	800,000,000	18,519,650,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、本訂正届出書提出時における想定仮条件（2,670円～3,110円）の平均価格(2,890円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
19,720,750,000	800,000,000	18,920,750,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,900円～3,000円）の平均価格(2,950円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)】

(訂正前)

2025年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	14,390,100	41,587,389,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Iceインテグラル2投資事業有限責任組 合 6,144,400株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Infinity Gamma Ice L.P. 2,485,700株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Initiative Delta Ice L.P. 2,153,700株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Insight Beta Ice L.P. 1,953,000株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Innovation Alpha Ice L.P. 1,653,300株
計(総売出株式)	—	14,390,100	41,587,389,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、国内募集及び海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数(以下「総売出株式数」という。)は32,611,000株で、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株、海外売出し18,220,900株の予定ですが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定です。また、総売出株式数については、2025年9月30日に開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 売出価額の総額は、本訂正届出書提出時における想定仮条件(2,670円～3,110円)の平均価格(2,890円)で算出した見込額です。

4. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6.に記載した振替機関と同一となります。

5. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに当たっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われる場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6.に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が売価格決定日(2025年10月8日)付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されます。

(訂正後)

2025年10月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	14,390,100	42,450,795,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 Iceインテグラル2投資事業有限責任組 合 6,144,400株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Infinity Gamma Ice L.P. 2,485,700株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Initiative Delta Ice L.P. 2,153,700株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Insight Beta Ice L.P. 1,953,000株
				c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands Innovation Alpha Ice L.P. 1,653,300株
計(総売出株式)	—	14,390,100	42,450,795,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載のとおり、引受人の買取引受による国内売出しと同時に、国内募集及び海外売出しが行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数(以下「総売出株式数」という。)は32,611,000株で、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株、海外売出し18,220,900株の予定ですが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定です。

なお、需要状況によっては売出価格決定日(2025年10月8日)において、売出価格の決定と合わせて総売出株式数が26,088,800株以上39,133,200株以下の範囲で変更される可能性があります。

3. 売出価額の総額は、仮条件(2,900円～3,000円)の平均価格(2,950円)で算出した見込額です。

4. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6. に記載した振替機関と同一となります。

5. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに当たっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われる場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が売価格決定日(2025年10月8日)付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
8. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されます。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,941,600	17,171,224,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	5,941,600	17,171,224,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、S M B C 日興証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少するか又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

今後、売出株式数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.photomask.com/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュエオープン及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止されます。

5. 売出価額の総額は、本訂正届出書提出時における想定仮条件（2,670円～3,110円）の平均価格(2,890円)で算出した見込額です。

6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)7. に記載した振替機関と同一となります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,941,600	17,527,720,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	5,941,600	17,527,720,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、S M B C 日興証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。売出価格決定日(2025年10月8日)において総売出株式数が増減される場合には、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数も連動して4,963,300株以上6,919,900株以下の範囲で変更される可能性があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少するか又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

今後、売出株式数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.photomask.com/>) (新聞等)で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシュエプション及びシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4. 国内募集又は引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止されます。

5. 売出価額の総額は、仮条件(2,900円～3,000円)の平均価格(2,950円)で算出した見込額です。

6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6.に記載した振替機関と同一となります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 海外売出しについて

(訂正前)

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144 A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(海外売出し)がMorgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Bank International plc (アルファベット順による。)、Merrill Lynch International、Mizuho International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Jefferies International Limited、UBS AG London Branch及びCLSA Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定です。

総売出株式数は32,611,000株の予定であり、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株、海外売出し18,220,900株の予定であります。その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定であります。なお、総売出株式数については、2025年9月30日に開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

(訂正後)

国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144 A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(海外売出し)がMorgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、SMBC Bank International plc (アルファベット順による。)、Merrill Lynch International、Mizuho International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Jefferies International Limited、UBS AG London Branch及びCLSA Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定です。

総売出株式数は32,611,000株の予定であり、その内訳は、引受人の買取引受による国内売出し14,390,100株、海外売出し18,220,900株の予定であります。その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定される予定であります。なお、需要状況によっては売出価格決定日(2025年10月8日)において、売出価格の決定と合わせて総売出株式数が26,088,800株以上39,133,200株以下の範囲で変更される可能性があります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシュエオプション及びシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れる株式（以下「借入株式」という。）であります。これに関連して、貸株人は、S M B C日興証券株式会社に対して、5,941,600株を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025年11月13日を行使期限として付与する予定です。

また、S M B C日興証券株式会社は、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、借入株式の返還を目的として、2025年10月16日から2025年11月13日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の範囲内で取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は、借入株式の返還に充当される予定です。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社は、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエオプションを行使する予定です。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れる株式（以下「借入株式」という。）であります。これに関連して、貸株人は、S M B C日興証券株式会社に対して、5,941,600株を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025年11月13日を行使期限として付与する予定です。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)1.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年10月8日)に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシュエオプションに係る上限株式数も変更されます。

また、S M B C日興証券株式会社は、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、借入株式の返還を目的として、2025年10月16日から2025年11月13日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数の範囲内で取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は、借入株式の返還に充当される予定です。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社は、野村證券株式会社、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びBofA証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエオプションを行使する予定です。

4 ロックアップについて

(訂正前)

(前略)

さらに、当社は、グローバル・オファリングに関連して、後記「6 当社指定販売先への売付け(親引け)について」に記載の親引け予定先であるQatar Holding LLCに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れるよう要請を行っております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(訂正後)

(前略)

さらに、グローバル・オファリングに関連して、後記「6 当社指定販売先への売付け(親引け)について」に記載の親引け予定先であるQatar Holding LLCは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等(ただし、親引けに係る当社普通株式の取得とは別に取得した当社普通株式等に係る取引等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

6 当社指定販売先への売付け(親引け)について

(訂正前)

当社は、海外引受会社に対し、前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しております。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

当社が海外引受会社に要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

a．親引け先の概要	名称	Qatar Holding LLC
	所在地	c/o Qatar Investment Authority, Ooredoo Tower (Building 14) Al Dafna Street (Street 801), Al Dafna (Zone 61), Doha, Qatar
	代表者の役職及び氏名	Ahmad Mohammed Al-Khanjji, Director
	事業の内容	投資業
b．当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c．親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d．親引けしようとする株式の数		未定（前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、取得金額8,000百万円に相当する株式数を上限として、2025年10月8日（売出価格決定日）に決定される予定）
e．株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f．払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g．親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力との間で資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、並びに反社会的勢力が経営に関与していないことを確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（2025年10月8日）に決定される予定の前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(5) その他参考になる事項

該当事項はありません。

(訂正後)

当社は、海外引受会社に対し、前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しております。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

当社が海外引受会社に要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

a．親引け先の概要	名称	Qatar Holding LLC
	所在地	c/o Qatar Investment Authority, Ooredoo Tower (Building 14) Al Dafna Street (Street 801), Al Dafna (Zone 61), Doha, Qatar
	代表者の役職及び氏名	Ahmad Mohammed Al-Khanjji, Director
	事業の内容	投資業
b．当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c．親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d．親引けしようとする株式の数		未定(前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売出株式のうち、2,758,600株を上限として、2025年10月8日(売出価格決定日)に決定される予定)(注)
e．株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f．払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g．親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力との間で資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、並びに反社会的勢力が経営に関与していないことを確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(注) 2025年9月30日時点において、Qatar Holding LLCは、海外売出しにおいて、親引けに係る当社普通株式の取得とは別に、親引けに係る株式数(以下「親引け株式数」という。)に加えて、取得金額16百万米ドルに相当する日本円の金額又は2,500百万円のいずれか低い方の金額に相当する株式数(親引け株式数は含まれない。以下「関心を表明した株式数」という。)について、当社普通株式を購入することへの関心を表明しております。海外引受会社は、他の投資家による申込みの状況等次第では、関心を表明した株式数に対しては、それより少ない株式を販売するか、又は株式を全く販売しないことを決定する可能性があります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売価決定日（2025年10月8日）に決定される予定の前記「2 海外売出しについて」における海外売出しに係る売価株式の売価価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数(株)	国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
TOPPANホールディングス株式会社	東京都台東区台東一丁目5番1号	46,237,901	47.46	46,237,901	44.28
Iceインテグラル2投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	20,469,194 (1,167,846)	21.01 (1.20)	6,544,694 (1,167,846)	6.27 (1.12)
Qatar Holding LLC	c/o Qatar Investment Authority, Ooredoo Tower (Building 14), Al Dafna Street (Street 801), Al Dafna (Zone 61), Doha, Qatar	0	0.00	2,758,600	2.64
Infinity Gamma Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	8,280,822 (472,455)	8.50 (0.48)	2,647,722 (472,455)	2.54 (0.45)
Initiative Delta Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	7,174,700 (409,344)	7.36 (0.42)	2,294,000 (409,344)	2.20 (0.39)
Insight Beta Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	6,506,212 (371,204)	6.68 (0.38)	2,080,312 (371,204)	1.99 (0.36)
Innovation Alpha Ice L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	5,507,851 (314,244)	5.65 (0.32)	1,761,051 (314,244)	1.69 (0.30)
Iceインテグラル1投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	901,040 (51,407)	0.92 (0.05)	901,040 (51,407)	0.86 (0.05)
二ノ宮 照雄	＝	150,000 (150,000)	0.15 (0.15)	150,000 (150,000)	0.14 (0.14)
Michael G. Hadsell	＝	85,000 (85,000)	0.09 (0.09)	85,000 (85,000)	0.08 (0.08)
計	＝	95,312,720 (3,021,500)	97.84 (3.10)	65,460,320 (3,021,500)	62.69 (2.89)

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月22日現在のものです。
2. 国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月22日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、国内募集、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け(Qatar Holding LLCに親引けしようとする株式の数を2,758,600株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】
 (訂正前)

< 前略 >

項目	新株予約権
発行年月日	2024年10月31日
種類	新株予約権
発行数	普通株式 386,500株
発行価格	1株につき 2,335円 (注)2、3
資本組入額	1,168円
発行価額の総額	902,477,500円
資本組入額の総額	451,432,000円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(注) 1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

< 中略 >

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

＜ 中略 ＞

項目	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,335円	1株につき2,335円
行使期間	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2024年10月31日以降
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。

4. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員2名）による権利の喪失により、発行数は489,572株、発行価額の総額は440,614,800円、資本組入額の総額は220,307,400円となっております。
5. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員5名）による権利の喪失により、発行数は96,000株、発行価額の総額は86,400,000円、資本組入額の総額は43,200,000円となっております。
6. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員10名）による権利の喪失により、発行数は275,587株、発行価額の総額は643,495,645円、資本組入額の総額は321,885,616円となっております。

(訂正後)

< 前略 >

項目	新株予約権
発行年月日	2024年10月31日
種類	新株予約権
発行数	普通株式 386,500株
発行価格	1株につき 2,335円 (注)2、3
資本組入額	1,168円
発行価額の総額	902,477,500円
資本組入額の総額	451,432,000円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	割当日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

< 中略 >

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

＜ 中略 ＞

項目	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,335円	1株につき2,335円
行使期間	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2024年10月31日以降
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。	割当日から上場日以後 6か月間を経過する日 (当該日において割当 新株予約権の割当日以 後1年間を経過してい ない場合には、割当新 株予約権の割当日以後 1年間を経過する日)ま での間は、第三者に譲 渡しないものとする。

4. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員2名）による権利の喪失により、発行数は489,572株、発行価額の総額は440,614,800円、資本組入額の総額は220,307,400円となっております。
5. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員5名）による権利の喪失により、発行数は96,000株、発行価額の総額は86,400,000円、資本組入額の総額は43,200,000円となっております。
6. 新株予約権 については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員10名）による権利の喪失により、発行数は275,587株、発行価額の総額は643,495,645円、資本組入額の総額は321,885,616円となっております。